令和７年度スポーツ政策調査研究事業
「諸外国及び国内におけるスポーツ行政に関する調査」
補足事項（８月８日）

（１）諸外国におけるスポーツ振興施策等に関する調査研究

・　仕様書記載の通り、対象国は、例えばイギリス・フランス・ドイツ・イタリア・アメリカ・カナダ・オーストラリア・韓国・シンガポール・オランダ等の８～10か国とするが、実際の調査対象国は個別相談可能。
・　スポーツ庁で実施している会議等において、有識者の委員から提案された、アメリカ・韓国・シンガポールは可能な限り調査対象国に入れて頂きたい。
・　最低２か国は訪問調査を行ってもらうことを想定しているが、訪問国等は個別相談可能。スポーツ庁職員は同行しない。

（２）第４期スポーツ基本計画策定を見据えた測定指標やロジックモデルの提案

〇測定指標やロジックモデルの提案について

・　３月の報告書でまとめて提案するのではなく、審議会・部会の議論にあわせて随時調査や提案をいただきたい。

〇審議会（部会含む）の運営補助について

・　令和７年 10 月～令和８年３月の間に、スポーツ審議会２回、スポーツ基本計画部会７回程度を開催予定。スポーツ審議会、スポーツ計画部会の過去会議や委員名簿等については、スポーツ庁ＨＰを参照。
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/1364925.htm
・　主に会場手配・説明、会議委員との日程調整等の連絡調整、会議資料の印刷、議事録・議事要旨の作成、オンライン会議・配信に係る手配等、委員の謝金・旅費等の手続き事務対応を想定。
・　会議はオンラインと対面のハイブリット形式で、傍聴者用に配信も実施。通例、対面参加者が多いため、メイン席 35 名・随行席 50 名程度が収容可能な霞が関周辺の会議室を準備して頂きたい。文部科学省内の会議室を利用可能な場合もあるが、実際の会議日程に応じて個別調整。
・　委員旅費・謝金は委託事業費には含まず、会場借料は委託事業費に含む。
・　会議資料の作成は基本的にスポーツ庁で対応するが、調査を実施して頂いた内容を会議で参照する場合等には、参考資料として作成、提出頂く場合あり。

〇地方自治体に関する調査について

・　全国の地方自治体でのスポーツ関連計画の策定状況（特に共同策定や他の計画の

一部での策定状況を含む）については調査必須。

・　国内の調査については、訪問調査は必須とはしないが、スポーツ振興への取組（事業者制度（計画や条例））について地域的な分布や自治体の規模を考慮した上で、特色ある取組を実施している事例を５件ほどは集めて頂きたい。